

計 画 年 度  
令和3年度～令和12年度

## 獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画

令和3年3月  
岩 手 県

# 獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画

## 第1 獣医療の提供に関する基本的な方向

- 1 本県の獣医療を取り巻く状況について
  - (1) 食料の生産現場における獣医師の役割と産業動物臨床獣医師等の養成・確保
  - (2) 高度な獣医療の提供や獣医師に対する社会的ニーズの高まり
  - (3) 「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」の策定
- 2 本計画策定に当たっての留意事項
  - (1) 計画期間
  - (2) 諸計画との整合性
  - (3) 定期的な検証

## 第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項

- 1 診療施設の整備に関する目標と対策
  - (1) 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状
  - (2) 診療施設の整備目標
  - (3) 診療施設の整備に関する対策
- 2 獣医師の確保に関する目標と対策
  - (1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の現状
  - (2) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保目標
  - (3) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保対策

## 第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項

- 1 地域区分の設定
- 2 地域区分の見直し

## 第4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

- 1 事前対応型から組織的な家畜防疫体制の確立
- 2 診療施設・診療機器の効率的な利用
- 3 獣医療情報の提供システムの整備
- 4 衛生検査機関との業務の連携
- 5 診療効率の低い地域に対する獣医療の提供
- 6 研究機関との連携促進
- 7 予防衛生を中心とした集団管理衛生対策の強化

## 第5 獣医療に関する技術の向上

- 1 産業動物分野
- 2 公務員分野
- 3 小動物分野
- 4 生涯教育

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

- 1 行政分野における適切な獣医療を提供する体制の整備
- 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等
- 3 その他

## 第1 獣医療の提供に関する基本的な方向

### 1 本県の獣医療を取り巻く状況

本県の獣医療は、産業動物、犬・猫等一般家庭で飼育される動物（以下「小動物」という。）の診療、動物の保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、安全で良質な畜産物の安定供給とともに、動物の保健衛生や公衆衛生の向上及び飼育者責任の啓発指導等に大きな役割を担ってきたところです。

しかしながら、近年、獣医療を取り巻く状況は著しく変化しています。

#### (1) 食料の生産現場における獣医師の役割と産業動物臨床獣医師等の養成・確保

産業動物分野の獣医療においては、本県の畜産が農業産出額の半数を占める基幹部門に成長する中、畜産経営の飼養規模はさらに拡大し、群管理形態が定着するとともに、地域経済等に重大な影響を及ぼす家畜伝染病（口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）が国内外で発生し、県内でも重要疾病の発生リスクが高い状況にあり、市町村・畜産関係団体及び生産者等との連携による組織的な家畜防疫体制の強化と、予防衛生の考え方による集団管理衛生対策が重要となっています。

また、消費者の安全で良質な畜産物の安定供給への要請や、畜産経営における収益性向上につながる指導や技術等、幅広い獣医療の提供が求められるようになる一方で、近年、獣医学生の小動物診療への志向が高まり、産業動物分野の獣医師において地域的な偏在が見られるなど、公平で確実な獣医療の提供が難しくなっています。

このような状況下において、食料供給基地を標榜する本県では、食料の生産現場において、畜産業の振興や食の安全性の確保等を担う産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保が喫緊の課題となっています。

また、獣医師の社会的責任や期待が高まる中、生産者、消費者等からは、良質かつ適切な獣医療を提供する獣医師の責務への関心が高まり、獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の高揚が求められています。

#### (2) 高度な獣医療の提供や獣医師に対する社会的ニーズの高まり

小動物分野の獣医療においては、動物愛護に対する意識や位置づけが向上している中で、人獣共通感染症への対策や、飼育者自身の責任についての意識啓発の必要性が高まっています。さらに、令和元年6月に国家資格化された愛玩動物看護師との連携や、十分なインフォームド・コンセント<sup>1</sup>による良質な獣医療の提供が求められています。畜産業においても、経営の安定や生産性の向上を図る観点から、高度な獣医療の提供、家畜人工授精師や削蹄師等、獣医療に関連する専門職との連携強化を進める必要があります。

また、人や物の移動の拡大などグローバル化の進展に伴う豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の新興・再興感染症の侵入に対して、人、飼育動物、野生動物及びこれらを取り巻く生態系の健康を一体的に維持する「One Health」という考え方が広がり、獣医師に対する社会的ニーズの高まりを踏まえた獣医師の養成を進める必要があります。

---

<sup>1</sup> インフォームド・コンセント

十分な説明を受け理解した上で、自らの判断で検査や治療等の医療行為を選択するという概念。

(3) 「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」の策定

このような状況に対処し、本県の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上及び食品の安全性の確保等に寄与し、将来的に社会的ニーズに応え得るよう、人材の有効活用による獣医師の確保や獣医療関連施設の機能連携、獣医療に関する技術の向上など、質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備を図るため、獣医療法（平成4年法律第46号）第11条の規定に基づき、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」を策定します。

2 本計画策定に当たっての留意事項

(1) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までとします。

(2) 他の計画との整合性

計画の策定に当たっては、「いわて県民計画（2019～2028）」（平成31年3月策定）や「岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画」（令和3年3月策定）等を踏まえ、適切な獣医療の提供等を通じて、家畜の生産性向上や家畜伝染病発生時の的確な防疫措置、消費者ニーズにあった安全・安心な畜産物の安定供給を図ることとします。

(3) 定期的な検証等

本計画に基づく獣医療の安定的な提供体制を実現するため、取組状況についておおむね5年後を目途に、有識者及び関係者により、獣医療の状況を踏まえた本計画の定期的な検証を行うとともに、関係者に対する助言、指導及び意見調整等の実施に努めることとします。

第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項

1 診療施設の整備に関する目標と対策

(1) 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状（令和2年12月末現在）

① 開設主体別の診療施設

診療施設数（表1）は、261か所です。開設主体別にみると、岩手県が17か所、市町村が4か所、農業共済組合が11か所、農業協同組合が5か所、法人等団体71か所、個人の施設153か所となっています。

分野別（表2）では、産業動物分野が168か所、小動物分野が93か所となっていますが、産業動物分野においては、診療施設により提供できる獣医療の内容も偏在が生じています。

表1 診療施設数・全体（R2.12.31現在、獣医療法第3条に基づく届出状況、岩手県調べ）

地域	全体							備考
		岩手県	市町村	農業共済組合	農業協同組合	法人等団体	個人	
岩手県	261	17	4	11	5	71	153	
中央	118	6	2	6	4	30	70	
県南	116	8	1	4	1	32	70	
県北	27	3	1	1	0	9	13	

表2 診療施設数・分野別（R2. 12. 31 現在、獣医療法第3条に基づく届出状況、岩手県調べ）

	R2	R元	H30	H29	H28
全県	261	260	260	260	257
産業動物	168	168	168	165	166
小動物	93	92	92	95	91

② 主要な診療機器等

整備されている主な診療機器は、検体成分分析装置（血液生化学分析装置、血液電解質分析装置、分光光度計等）や、生体画像診断機（超音波診断装置、X線撮影装置等）、免疫・DNA診断装置（クリーンベンチ、PCR装置等）、受精卵移植関係（プログラムフリーザー等）等となっています。

(2) 診療施設の整備目標

① 家畜保健衛生所

家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生予防等に対する事前対応型の組織的な家畜防疫体制の強化を図る必要があります。さらに、経営規模の拡大等に伴い複雑多様化する疾病の防除や、人の健康へも影響する薬剤耐性菌の浸潤状況調査等への対応等、「One Health」の考え方を踏まえた病性鑑定機能及び農場のサーベイランス機能の強化のため、必要な施設・機器等を計画的に整備します。

また、整備された施設・機器を活用して得られたデータは、産業動物の診療等のために積極的に提供します。

② 診療施設

農業共済組合や個人の開業診療施設等が行う、家畜疾病の診断・診療技術の提供等のために必要な施設・機器等の整備について、各地域の家畜飼養頭数（表3）や家畜疾病の発生状況等を踏まえ、関係機関等による検討の機会を設定するなど、地域的な偏在の無い獣医療の提供体制を目指します。

診療施設等の整備に当たっては、診療施設整備計画<sup>2</sup>に基づく長期低利の融資制度<sup>3</sup>の活用を支援します。

<sup>2</sup> 診療施設整備計画（獣医療法第14条）

都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画（以下「診療施設整備計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

<sup>3</sup> 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け（獣医療法第15条）

株式会社日本政策金融公庫は、（中略）、都道府県知事の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要なもののうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

表3 各地域の家畜飼養頭数（農林水産統計、H31.2.1、単位：頭、羽）

地域（大区分）	地域(小区分)	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
県全体		42,000	88,700	402,400	5,897,000	21,647,000
中央		24,635	24,253	100,558	2,543,175	3,016,033
	盛岡地域	22,380	19,984	95,224	2,543,065	2,885,814
	宮古地域	2,255	4,269	5,334	110	130,219
県南		7,992	39,386	194,291	1,339,164	7,015,759
	岩手中部	1,295	4,655	33,234	173,255	163,945
	胆江地域	3,269	11,023	17,013	835,846	1,670,592
	磐井	2,229	17,454	89,872	300,934	3,082,622
	東南部	1,199	6,254	54,172	29,129	2,098,600
県北		9,456	15,137	120,329	1,766,666	14,287,175
	岩手北部	9,456	15,137	120,329	1,766,666	14,287,175

(3) 診療施設の整備に関する対策

① 家畜保健衛生所

病性鑑定機能に加え人の健康への影響も踏まえたサーベイランス機能の強化に必要な施設、設備等を考慮して計画的に整備します。

② 診療施設

現在の配置状況の維持に努め、関係団体等の診療施設、家畜保健衛生所、大学等の施設等の連携を促進します。

2 獣医師の確保に関する目標と対策

(1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の現状

① 産業動物臨床獣医師

産業動物分野に携わる臨床獣医師は、150名（農業共済組合や農協等の獣医師79名、民間の獣医師71名、令和2年12月現在）です。

しかしながら、現時点で産業動物分野の獣医師が不足していること、また産業動物分野等への新規参入が減少する傾向にあること、70代以上が1割以上を占めていること等から、産業動物分野に携わる獣医師がより一層不足する可能性が極めて高い状況にあります。

② 公務員獣医師

公務員分野の獣医師は、124名（令和2年12月現在）です。平成30年度時点での家畜防疫員一人当たりの管理頭数（表4）は7,499<sup>4</sup>と、平成21年度と同値、畜産主産道県内ではほぼ同じ水準となっています。

しかしながら、令和12年度までに50名程度が退職する見通しであることから、公務員分野に携わる獣医師の十分な確保が課題となっています。

<sup>4</sup> 家畜衛生単位（U）

牛、豚、鶏の飼養頭数を換算係数（牛：豚：鶏＝1：0.2：0.01）に基づき算出したもの。

表4 <参考>畜産主産道県における家畜防疫員一人当たりの管理頭数（H30年度）（単位：人U）

都道府県	家畜防疫員数	管理頭数	都道府県	家畜防疫員数	管理頭数
① 北海道	158	9,923	⑥ 茨城県	45	7,333
② 鹿児島県	82	12,233	⑦ 熊本県	54	5,109
③ 宮崎県	64	11,844	⑨ 栃木県	54	5,086
④ 岩手県	58	7,499	⑧ 群馬県	49	6,323
⑤ 千葉県	62	5,357	⑩ 青森県	44	6,464
全国	2,065	4,291	畜産主産道県	670	8,386

（注）・ 畜産主産道県とは、畜産産出額が上位の10道県。丸囲い数字は、畜産産出額の都道府県別順位。

・ 家畜防疫員一人当たりの管理頭数とは、牛、豚、鶏の家畜衛生単位（単位：U）を家畜防疫員数で除したものの。（農林水産省調べ）

## （2）産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保目標

### ① 産業動物臨床獣医師〔令和12年度の確保目標数：155名〕

国の確保目標設定の考え方にに基づき試算される目標数は、戸数ベースでは127名（R12年度の飼養戸数3,623戸<sup>5</sup>／獣医師1人当たりの年間診療可能戸数28.5戸<sup>6</sup>）となり、令和2年12月末現在の産業動物獣医師数150名<sup>7</sup>を下回りますが、地域的偏在の解消と、獣医師1人当たりの負担軽減のため、現在の獣医療過疎地域において獣医師が充足していた平成30年12月末時点の獣医師数155名<sup>8</sup>を確保目標数とします。

### ② 公務員獣医師（農林水産分野）（令和12年度の確保目標数：80名）

公務員獣医師については、『都道府県における「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」作成の指針について』（令和2年8月21日付、2消安第2265号）に基づき、農林水産分野に従事する獣医師の目標数を定めることとします。

家畜伝染病の侵入に対する防疫体制の強化や、家畜衛生行政を担う職員の資質向上の観点から、家畜保健衛生所のほか、農林水産部畜産課及び各広域振興局等の行政分野、畜産研究所等の試験研究分野、農業大学校等の後継者育成に係る分野に広く配置（表5）できるよう、今後の退職者数等を考慮し、計画的に確保していきます。

<sup>5</sup> 畜産統計に基づく推計値

<sup>6</sup> 農業共済調べより算出（令和元年度）

<sup>7</sup> 獣医師法第22条に基づく届出（令和2年12月）

<sup>8</sup> 獣医師法第22条に基づく届出（平成30年12月）

表5 公務員獣医師（農林水産分野）確保目標の配置内訳

		①現在数	②次期計画目標数	増減②-①	
家畜保健衛生所		59*	59		
行政分野	本庁		7	6	1
		畜産課	6	5	-1
		流通課		1	1
		企画室	1		-1
	振興局等		2	7	5
		盛岡広域	1	1	
		県南広域		1	1
		花巻	1	1	
		奥州			
		一関		1	1
		沿岸広域			
		宮古		1	1
		県北広域		1	1
二戸		1	1		
畜産研究所		4	6	2	
	本所	2	2		
	外山	1	2	1	
	種山	1	2	1	
農業大学校		1	2	1	
計		73	80	7	

※家畜保健衛生所組織定数は、59名（沿岸広域振興局宮古農林振興センター兼務地勤務職員1名を含む）。

### （3）産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保対策

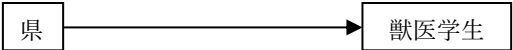
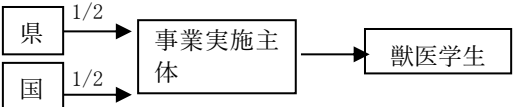
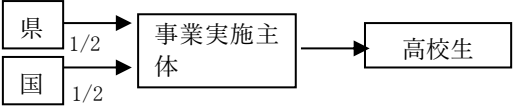
#### ① 獣医学生等に対する就業支援

産業動物分野及び公務員分野が獣医師の活躍の場として社会的に期待されていること、これらの分野への就業が魅力あるものであることを認識してもらうため、農業共済組合や県機関（家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等）において、獣医学生の臨床実習やインターンシップ、研修、職場体験の受入れ等を継続・強化します。

産業動物分野及び公務員分野への就業を誘導するため、獣医系大学における就職説明会や高校生等への獣医師の役割及び職場を紹介する説明会への参画に加え、産業動物分野以外の離職者に対する職場紹介の機会を設定するなどの取組を進めます。また、高校生、獣医学生に対し、国や県の獣医師修学資金制度（表6）についてPR活動を強化し、その活用を促進するとともに、獣医系大学における地域枠入試の拡充についても、関係大学との協議を進めます。



表6 獣医師修学資金制度（県単、国庫）

貸付事業の種類	概要
獣医学生修学資金貸付事業（県単） 	対象：獣医学生 貸付額：私立 180,000 円以内 国公立 100,000 円以内
獣医師養成確保修学資金給付事業（国庫） 	
獣医師養成確保修学資金給付事業（国庫） 	対象：県に就業することを目的に地域 枠により獣医大学に入学する高 校生 貸付額：入学料等 上限 175 万円

② 就業環境の改善

産業動物分野や公務員分野における獣医師の定着を図るため、ワークライフバランスを考慮した労働環境の整備や人員確保等の取組を進めます。

また、一般社団法人岩手県獣医師会等と連携し、夜間・休日診療体制等について、診療に携わる獣医師による合意形成を促進します。

③ 潜在的かつ広域的な人材の活用

様々な世代やライフステージの獣医師が就業、活躍できるよう、長期にわたり育休等を取得していた女性獣医師や、就業意欲を有する未就業者、定年退職者及び他分野の離職者等を対象に、潜在的な人材の掘り起こしを積極的に行い、個々の能力や経験を踏まえた再研修の機会を設けるなど、就業を支援する環境を整備します。

獣医師の地域的偏在の解消と安定的な獣医療の提供を図るため、一般社団法人岩手県獣医師会及び地域の自衛防疫団体である家畜衛生協議会等と連携して、民間の獣医師や退職した獣医師を対象とした獣医師リストを整備し、広域的な人材の活用を図ります。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項

1 地域区分の設定

本県における獣医療を提供する体制を整備するための地域区分（以下「地域区分」という。）（表7）は、現在の家畜保健衛生所の所管区分（中央、県南及び県北）、農業共済組合家畜診療所の所管区分（岩手県北基幹（北岩手、葛巻）、岩手県南基幹、中部、磐井、岩手沿岸基幹、宮古、北部）とします。

表7 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

地域区分		市町村(市町村数)
家畜保健衛生所	農業共済組合	
中央	岩手県北基幹 (北岩手) (葛巻)	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、 岩手町、紫波町、矢巾町 (8)
	宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村 (4)
県南	中部	花巻市、北上市、西和賀町 (3)
	岩手県南基幹	奥州市、金ヶ崎町 (2)
	磐井	一関市、平泉町 (2)
	岩手沿岸基幹	遠野市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町 大槌町 (6)
県北	北部	久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、軽米 町、九戸村、一戸町 (8)

## 2 地域区分の見直し

社会情勢の変化等により、新たに地域区分を設定する必要がある場合には、地域獣医療の公益性・公平性が保たれるよう、当該地域の獣医療体制や家畜飼養頭羽数及び地域社会のニーズ等を十分に考慮し、見直しを行います。

## 第4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

獣医療関連施設については、効率的な診療体制の整備を図るため、地域の実情を十分に踏まえ、これらの施設が有する機能及び業務の有機的な連携を促進します。

したがって、県計画における基本的事項は、獣医療を提供する体制の整備が必要な地域と指定された地域について、次の事項に配慮し、相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針を定めることとします。

### 1 事前対応型から組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所を核とし、民間の獣医師、畜産農家等の連携のもと、サーベイランス体制の強化、飼養衛生管理基準の遵守指導等、平時における防疫体制の強化を図ります。

家畜防疫員のほか、農林水産分野以外の公務員獣医師、民間獣医師等の防疫活動への参加を支援し、家畜伝染病発生時の防疫措置に備えます。

市町村、農業共済組合、農業協同組合、一般社団法人岩手県獣医師会、畜産関係団体、自衛防疫団体及び生産者等と連携し、組織的な家畜防疫体制を強化します。

口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生時に備え、「食の安全安心関係危機管理対応指針」、「岩手県口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ発生時対応要領」、「岩手県豚熱及びアフリカ豚熱防疫マニュアル」、「岩手県口蹄疫防疫マニュアル」及び「岩手県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」に基づき、疑似患畜等の殺処分・焼埋却、消毒等、初動防疫活動が迅速に実施されるよう、殺処分した家畜の埋却地の調整や防疫演習等を定期的に行います。

家畜保健衛生所は、常時、初動防疫活動に必要な消毒薬、資材等を備蓄します。

国内外における家畜伝染病の発生状況、防疫対策に関する情報は、市町村、畜産関係団体及び生産者等に対して迅速に提供し、家畜防疫に対する意識を高めていきます。

## 2 診療施設・診療機器の効率的な利用

産業動物の獣医療に携わる機関・団体に対し、それぞれが整備している診療施設・機器の相互利用や、岩手大学等の高度な診療施設の活用を促進し、診療施設間の機能分担・業務連携の強化を図ります。

## 3 獣医療情報の提供システムの整備

産業動物の獣医療に携わる機関・団体が有する臨床データや衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報について、研究会の開催やデータベース化など、相互に利用しやすい体制の整備を推進します。

## 4 衛生検査機関との業務の連携

畜産経営における規模拡大や集約化が進展していることから、獣医療提供の重点は、今後とも個体を中心とした診療技術から、農場単位や群単位での集団管理衛生技術に移行するものと考えられます。集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術を必要としますが、このうち、集団管理衛生対策上重要な疾病コントロールのための検査等については、家畜保健衛生所のほか、民間検査機関等を活用するなど、衛生検査機関との業務の連携を促進します。

## 5 診療効率の低い地域に対する獣医療の提供

今後、社会情勢等の変化により獣医療の提供が困難となる地域にあつては、必要に応じて関係機関等による検討の機会を設定し、獣医療関係者間の意見調整を十分に図った上で、広域的な人材の活用や近隣の診療施設等による獣医療の提供のほか、本県で活用可能な情報通信機器等の応用等により、県内の獣医療提供体制の偏在解消に努めます。

## 6 研究機関との連携促進

農場段階の集団管理衛生技術や家畜伝染病の予防・まん延防止に係る技術の開発、「One Health」の考え方を踏まえた取組等、新たな獣医療に係る研究のため、獣医系大学や民間の研究機関等との連携を促進します。

## 7 予防衛生を中心とした集団管理衛生対策の強化

集団管理衛生技術の提供、農場段階への危害要因分析・重要管理点（農場HACCP）の導入・普及を推進します。

また、畜種や飼養形態等、地域の特性を踏まえた疾病診断や疫学調査、サーベイランス体制を強化し、地域の臨床獣医師と家畜保健衛生所の連携につながる取組を推進します。

## 第5 獣医療に関する技術の向上

### 1 産業動物分野

新たに診療に携わる獣医師に対し、一般社団法人岩手県獣医師会等と連携し、実践的な診療技術や生産者とのコミュニケーション能力、獣医療に関する法令、食の安全性等に関する知識・技術を習得する機会を増やします。

また、獣医療技術の普及の担い手や指導者の養成を支援し、地域獣医療の平準化を図ります。

農業共済組合等が、地域の獣医師の技術向上を図るため、産業動物診療の指導者や、飼養管理・経営等に関する幅広い指導を行う管理獣医師を養成しようとする場合、一般社団法人岩手県獣医師会や獣医系大学と連携し、職員の研修会への参加、技術研修会の開催等を支援します。

また、馬やめん羊等、飼養される地域が特化又は専門とする獣医師が不足する畜種については、地域の実情を勘案した上で、他の畜種を専門とする獣医師に対する研修等を通じて、診療技術の向上を推進します。

### 2 公務員分野

国等が主催する家畜衛生や公衆衛生、畜産関係分野等に関する講習会への参加を推進するとともに、伝達講習等を通じて、獣医療関係者や生産者等への知識・技術の普及を図ります。

口蹄疫、豚熱やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、炭そ病等の重要な家畜伝染病の発生に的確に対応するため、家畜保健衛生所職員や家畜防疫員<sup>9</sup>を対象に、技術研修会を開催します。

### 3 小動物分野

新たに診療に携わる獣医師に対し、一般社団法人岩手県獣医師会等と連携し、実践的な診療技術や小動物の飼育者とのコミュニケーション能力、獣医療に関する法令等を習得する機会を増やします。

また、より専門性の高く、適切な獣医療を提供するための体制の整備を図るため、一般社団法人岩手県獣医師会と連携し、インフォームド・コンセントの徹底や獣医療相談窓口の設置、夜間・休日診療体制等について、診療に携わる獣医師による合意形成を促進します。

### 4 生涯教育

診療に携わる獣医師が、獣医療技術や家畜伝染病、公衆衛生等に関する最新の知識・技術を習得し、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、一般社団法人岩手県獣医師会や獣医系大学等が開催する各種研修・講習会、学会等への参加や、離職・休職中の獣医師を対象とした国の研修等への参加を促進します。

また、獣医系大学や国の研究機関等との共同研究、職員の博士号の取得等に積極的に取り

---

<sup>9</sup> 家畜防疫員

家畜伝染病予防法に基づき知事が任命する県獣医師職員。民間等の獣医師についても、知事の任命により家畜防疫員として従事させることができるもの。

組むとともに、家畜保健衛生業績に関する発表会の開催等を通じて、知識・技術の普及と向上を図ります。

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

### 1 行政分野における適切な獣医療を提供する体制の整備

獣医療の各分野において、獣医師に対する社会的ニーズや果たすべき責任、生産者等から期待される獣医療の水準などの把握に努めます。

獣医師のコンプライアンスの徹底や食品のリスク管理等に関する社会的要請を踏まえ、獣医療に対する監視指導體制の整備、獣医療に関する相談窓口の明確化等を行います。

### 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

産業動物分野においては、一般社団法人岩手県獣医師会や一般社団法人岩手県畜産協会等と連携しながら、生産者に対し、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守<sup>10</sup>や、ワクチン接種等の自衛防疫<sup>11</sup>、食品の安全性の確保等に関する知識の普及啓発を図ります。

小動物分野においては、岩手県動物愛護管理推進計画<sup>12</sup>に基づき、人と動物が共生できる社会づくりを推進するため、一般社団法人岩手県獣医師会等と連携しながら、小動物の飼育者に対し、小動物の健康管理のための衛生知識の普及啓発・相談活動や、人獣共通感染症予防に関する情報の提供等を行います。

### 3 その他

獣医療や食品の安全性に対する県民の信頼を高めるため、獣医療に関わる機関・団体は、ホームページや広報誌など広報媒体を通じ、獣医療の果たす役割に関する県民への理解醸成を推進します。

本計画及び診療施設整備計画に基づき診療施設の整備を推進する場合、株式会社日本政策金融公庫からの農林漁業施設資金の融資の活用を支援します。

---

<sup>10</sup> 飼養衛生管理基準の遵守

農林水産大臣が、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき最低限の基準として定めているもの。家畜の所有者に基準の遵守を義務付け、遵守しない所有者に対しては、勧告・命令の行政指導を行う。

<sup>11</sup> 自衛防疫

家畜伝染病の発生防止のための自衛防疫は、家畜の生産者や関係団体等が、その経済活動の一環として、または社会的責務から自ら行うべきものであり、国や県、市町村は、自衛防疫を推進する立場にある。本県では、一般社団法人岩手県畜産協会が中心となって、自衛防疫事業を推進している。

<sup>12</sup> 岩手県動物愛護管理推進計画

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、都道府県に策定が義務付けられているもの。国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に則して策定される。